

2024年9月26日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号  
ラサールロジポート投資法人  
代表者名 執行役員 地紙平  
(コード番号: 3466)

資産運用会社名  
ラサール REIT アドバイザーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 地紙平  
問合せ先 財務部長 山口雄  
(TEL. 03-6778-5400)

## 資産運用会社における金融商品取引法に基づく申請（承認業務の申請）

### 及び組織の変更に関するお知らせ

ラサールロジポート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社であるラサール REIT アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日付の取締役会決議により、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第35条第4項に基づく承認業務の申請（以下「本承認業務申請」といいます。）及びそれに関連する組織の変更（以下「本組織変更」といいます。）を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本承認業務申請

###### (1) 申請の概要（決定日、申請日及び申請を行う行政庁等）及び理由

本資産運用会社は、本日開催の取締役会において、金融庁に対して、2024年9月26日付でブリッジサポート業務（以下に定義します。）の開始に関する申請を行うことを決議いたしました。

本資産運用会社は、資産の運用を受託する本投資法人に対する物件供給を主な目的としてブリッジファンド（注）を組成しています。当該ブリッジファンドに対して、本資産運用会社以外の投資運用業を行う金融商品取引業者（以下「アセットマネージャー」といいます。）がアセット・マネジメント業務を提供しているところ、今般、アセットマネージャーが行う業務の一部について、金融商品取引業に該当しない範囲において本資産運用会社が受託し、ブリッジファンド運営のサポート業務（以下「ブリッジサポート業務」といいます。）を提供することを可能とするため、本承認業務申請を行うものです。

本資産運用会社は、不動産取引及びその関連業務に関する広範囲なノウハウを有しており、そのノウハウを発揮し、ブリッジファンドの運営において不動産価値の維持・向上に資する業務を提供する

ことで、本投資法人の投資主価値の向上及び各種ステークホルダーの利益増進を追求することを企図しています。

(注)「ブリッジファンド」とは、原則として、本投資法人に売却することを前提に、一時的に不動産等を保有するファンド又は法人をいいます。

## (2) 申請の内容

本承認業務申請に係るブリッジサポート業務は、以下の業務をいいます。

- ・ブリッジファンドによる不動産等の取得、開発、期中運営及び売却に関する補助業務
- ・ブリッジファンドの投資家及び貸付人対応に関する補助業務
- ・前各号に掲げる業務に付随し、又は関連する業務

## 2. 本組織変更

### (1) 変更の概要及び理由

本承認業務申請に伴い「私募ファンド部」を新設し、ブリッジサポート業務は、私募ファンド部の所管とします。

### (2) 変更の時期

2024年10月28日

### (3) 組織図及び業務分掌の変更

本資産運用会社の本組織変更前の組織図及び本組織変更後の組織図並びに本組織変更に係る部署の変更後の業務分掌は、別紙1及び別紙2をご参照ください。

## 3. 今後の見通し

本件による2025年2月期（2024年9月1日～2025年2月28日）における本投資法人の業績への影響はありません。

## 4. その他

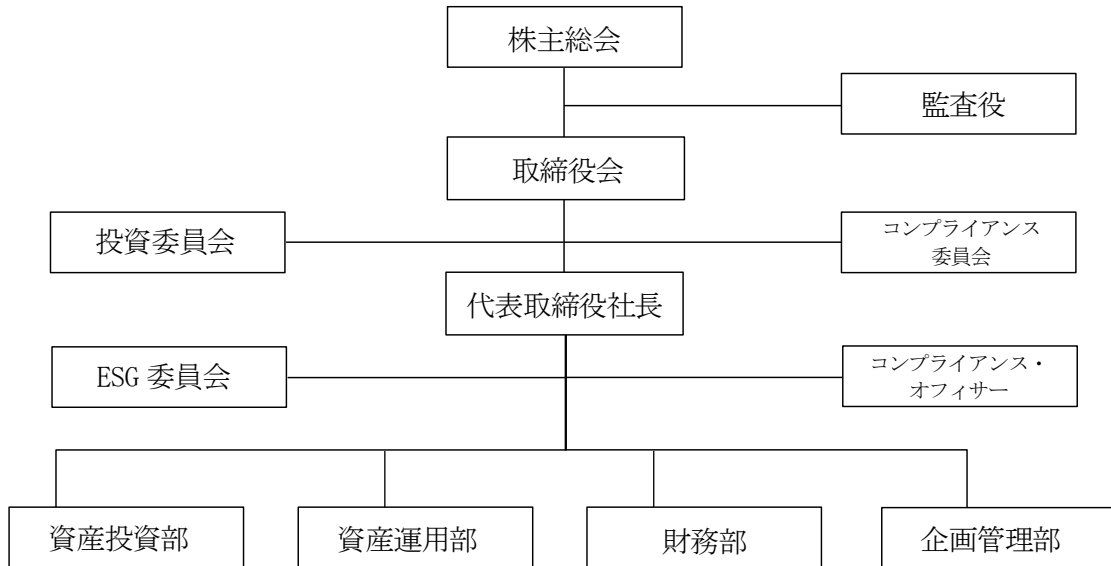
本件に関しては、金商法、宅地建物取引業法その他適用される法令・規則等に従い、必要な届出等の手続きを行います。

以上

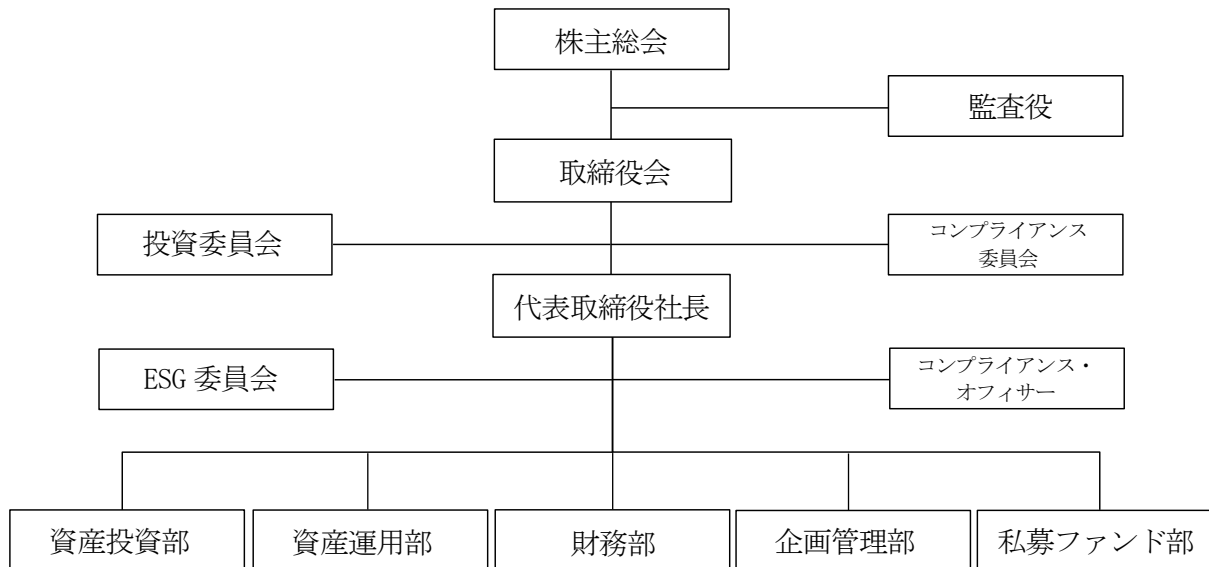
\*本投資法人のホームページアドレス：<https://lasalle-logiport.com/>

別紙 1 組織図

本組織変更前



本組織変更後（2024年10月28日以降）



## 別紙2 本組織変更による変更後の業務分掌（変更のあった部署のみ）（2024年10月28日以降）

組織	担当する業務
私募ファンド部	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 本投資法人又は第三者に売却することを前提として一時的に不動産等を保有するファンドもしくは法人（以下「ブリッジファンド」という。）の物件取得業務の支援に関する事項</li><li>2. ブリッジファンドの取得物件に係る開発業務の支援に関する事項</li><li>3. ブリッジファンドの取得物件に係る期中運營業務（リーシング及び期中管理）の支援に関する事項</li><li>4. ブリッジファンドの取得物件に係る売却業務の支援に関する事項</li><li>5. ブリッジファンドの投資家及び貸付人との対応の支援に関する事項</li><li>6. 前各号に付随する事項</li></ol>